

令和3年度第2回
地域密着型通所介護事業者集団指導

伊賀市医療福祉政策課
福祉監査係
2021年11月17日

個別計画作成の重要性

- 利用者一人ひとりのニーズに対応
- 継続して提供するサービスの質の確保
- 利用者支援の目的、ケアの重点ポイントの確認と共有

介護保険法上の目的との接点

「利用者の尊厳の保持」

要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる

(第一条抜粋) ⇔ 市運営基準59条の9(2)

1. 内容及び手続の説明及び同意

- 利用申込者自らがサービス提供事業者を選べる
- わかりやすい説明書やパンフレット
- 懇切丁寧に説明を行う
- 利用申込者の同意をもらう

1. の留意事項

- 利用申込者自らがサービス提供事業者を選べる
⇒重説の前にアセスメントしていませんか？
- わかりやすい説明書やパンフレット⇒最新の情報に更新していますか？
- **懇切丁寧**に説明を行う⇒**家族**ではなく**本人**が理解していますか？
- 利用申込者の同意をもらう
⇒**家族**ではなく**本人**が同意していますか？

個人情報の使用に関する同意も忘れずに！

2. 心身の状況等の把握

アセスメント：解決すべき課題の把握

- ・ サービス担当者会議等を通じて
- ・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境
- ・ 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等

2. の留意事項

アセスメントは必ず重説の後に！

- ・ サービス担当者会議等を通じて

⇒ 分からないを残さない 必要に応じて事業所から開催依頼を

- ・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境

⇒ 本人の希望、家族の要望の把握

- ・ 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等

⇒ 各種手帳の取得状況

2. の留意事項

懇切丁寧

- ・ 本人も一緒に本人自身を理解してもらおう
- ・ 自立支援の観点 出来ることにフォーカスしよう

3. 指定居宅介護支援事業者等との連携

- ・ 指定居宅介護支援事業者

介護保険サービスの利用を含めた利用者の地域での生活全般のマネジメントを行うもの

- ・ 指定地域密着型通所介護事業者

利用者の心身の状況に応じて柔軟にサービスを提供し在宅生活の継続を支援するもの

4. ケアプランと地域密着型通所介護計画との整合性

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (市運営基準第17条準用)

居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

地域密着型通所介護計画の作成 (市運営基準第59条の10第2項)

地域密着型通所介護計画は、ケアプランが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

4. ケアプランと地域密着型通所介護計画との整合性

- ・ 整合性を確保する具体的な方法

居宅サービス計画書、地域密着型通所介護計画書の交換

伊賀市指定居宅介護支援 運営基準 第16条第12号

ケアマネジャーは担当者へ交付義務

デイサービス側の計画書の提供は努力義務

4. の留意事項

- ・ 努力義務だけど**必ず提供**しましょう
- ・ 内容が乖離する場合はケアマネジャーともう一度相談を
- ・ ケアプランの第1表の確認も⇒**総合的な援助の方針**

ケアプランの主旨と内容の理解・理念の共有

適切なチームケアの実施

5. 計画の作成

- ケアプランの内容に沿って作成する
- 利用者又はその家族に説明、同意を得る
- 作成後は利用者へ交付
- サービスの実施状況及び目標の達成状況の確認 & 記録

5. の留意事項

- ・利用者又はその家族に説明、同意を得る
 - ⇒家族ではなく利用者本人の同意が必要です
 - ⇒サービス提供開始の前に同意されていますか
- ・作成後は利用者へ交付 ⇒本人の意志決定を確保
- ・サービスの実施状況及び目標の達成状況の確認&記録
 - ⇒目標に対する効果測定結果まで説明していますか

5. の留意事項

**利用者が自分で選んで決めた計画で
目標まで一緒に進む**

4. ケアプラン等の変更の援助

- ・ 利用者がケアプランの変更を希望する場合
- ・ 利用者の状態変化により追加的なサービスが必要となった場合

(ケアプランの変更について利用者の同意が必要)

職場内研修

今回の受講内容を従業者全員で共有して

よりよいケア

&

適切な事業運営